## 高山市民文化会館 · 高山市公民館 商業宣伝行為禁止事項確認書

高山市民工	文化会館 殿	団 体 名	
		住所	
		TEL ( ) /FAX ( )	
┌ (商業宣伝行為の概要)※書ききれない場合は裏面へ ────────────────────────────────────			
		る禁止事項及び確認事項> <sup>・</sup> 規制されている団体は利用出来ません	
_	物品の販売(予約・契約行為を含む)を目的とした利用は出来ません		
	物品の買取り(下取り)は出来ません		
	□ 来館した方の <b>住所、氏名を収集</b> する行為は出来ません(記名の禁止)		
	金額を載せた広告による事前告知は出	来ません。なお、事前告知を行なう場合には、1週間	
前までに <b>当会館へ内容を提示</b> していただき、許可を得てください			
□ 当日、来館者に配る資料/パンフレットは、全て文化会館へご提出下さい			
□ 商業宣伝行為の <b>内容に変更、追加</b> がある場合には、必ず <b>変更手続き</b> を行なってください			
	この禁止事項及び確認事項に <b>違反</b> した	場合、使用許可を <b>取り消します</b>	
□ 上記による取り消しの場合、後日の使用許可も全て取り消します			
□ 催し物開催前に使用許可が取り消された場合、還付請求を行うことにより使用料金の返金を			
受ける事ができます(開催後の取り消しに関しては、返金できません)			
	催し物の内容確認の為、職員が立ち入		
	☆ 上記内容を確認した上、	□に <b>レ点</b> (チェック)を入れてください	
令和 年	月 日付け申請書番号の	使用許可申請において、貴館を商業宣伝行為にて使用	
させていただきたく、上記禁止事項及び確認事項を了承いたしました。			
	代表者(使用責任者)名	(F)	
※代表者(使用責任者)名の署名捺印(社印でも可)の無いものは無効です(代理署名は出来ません)			
※この確認書は使用許可申請の際に併せてご提出下さい。当日の提出が無理な場合には、使用日3日前までに FAX でも構いませんので、必ずご送付下さい			
※FAX による提出の際は、最初の使用日に必ず原本をご提出下さい。 <u>原本が無い場合には、いかなる理由があろうと</u> ご利用 いただけません			
		館記入欄)	
使用日、 施設名		高山市民文化会館・公民館	
(会館職員注意事項)			
<ul><li>○ 使用日と施設名を記入する</li><li>○ 記入内容を確認した後、受け取り回覧する</li><li>○ 記入内容を確認した後、受け取り回覧する</li></ul>			
<ul><li>○ 内容変更の場合は、日付と受付者名を記入の事</li><li>○ 内容変更の場合は、日付と受付者名を記入の事</li></ul>			